

< 対日アンチ・ダンピング情報 >
- 公正貿易センター・レポート -
(第107号 2002年4月度)

当センターが各国官報等により把握しました2002年4月度の主要国の日本製品に対するアンチ・ダンピング(A D)措置等に関する情報を下記の通り取りまとめましたので、ご送付申し上げます。

(お問合せ先: 03-3591-4550)

主なトピックス

《A D関連》

1. 米国(速報)

- ・商務省は、4月29日に「冷延鋼板」のA D価格調査(2001年10月26日調査開始)に関し、ダンピング有りとする仮決定を下した。

2. E U(速報)

- ・E U当局は5月8日に、現在A D税賦課中の案件の中で、いわゆる“ゼロイング”*に基づいて算定されたA D税率等を有するものについては、当該輸出者から要請があれば、A D税率の見直し調査を行う旨を公告した。(5月8日付「Official Journal」C111, p.4)

これは、インドが綿製ベッドリネンに対してのE UのA D措置に関して、世界貿易機関(WTO)に提訴していた紛争案件で、E Uの“ゼロイング”手法によるA D税率の算定法と、構成価額を用いてのA D税率の算定法の一部等に対し、WTO違反と認定されたことにより、E Uはインドの当該案件への是正措置だけではなく、この紛争案件でWTO違反と認定された算定法によって算定されていたこれまでのA D案件全てに対しても、同様に是正措置をとる用意が有ることを、当該案件の輸出者に知らせるべく公告したものである。

*ゼロイング= A D税率算定の為の価格比較時に、調査対象産品をいくつかのタイプに分類し、その際あるタイプの製品について、輸出価格が国内価格より高い場合(ダグヅグ状態とは逆の状態)、この差を“ゼロ”と見なし、ダグヅグ・マージンを人為的に高く算出する方法。

3. オーストラリア(速報)

- ・オーストラリア当局は、4月24日に「フレキシブル・スラブストック・ポリオール」のA D調査(2001年4月26日調査開始)に関し、調査対象期間中に日本からのオーストラリア向け輸出が無かったという理由で、日本に対してA D措置をとらない旨を最終決定した。

4. インドネシア

- ・インドネシアにおいて、4月初め迄にインドネシア国内産業側からインドネシア当局へA D調査開始の申請がなされていた「無水フタル酸」に対して、4月22日付で当局は正式にA D調査開始を決定した。これは1995年のWTO発足以降、インドネシアにおいての日本製品に対する4件目のA D案件である。

尚、前月度版で既報の通り「無水フタル酸」に対しては、これで今年に入って2月にタイにおいて、3月には中国において、そして4月はインドネシアにおいてと、同じ日本製品に対して3ヶ月連続して3ヶ国において正式にA D調査の対象となるという状態となった。

《セーフガード関連》

- ・米国及びE Uに続いて、カナダにおいても3月25日に鉄鋼製品9品目に対するセーフガード調査が開始された件(前月度版で速報済み)につき、4月6日付で正式に公告された。

主要4ヶ国の官報での、対日AD案件等の4月度掲載事項

1. 米国 (Federal Register)

Vol. 67, 62 ~ 83 (2002.4.1. ~ 2002.4.30.)

(1) ADオリジナル調査： 対象案件掲載無し

(2) ADサンセット見直し： 対象案件掲載無し

(3) AD行政見直し等：

商務省： AD行政見直し仮結果の公告

67 FR 17361 (2002.4.10.), Effective Date : 2002.4.10.

・ ボール・ベアリング (見直し対象期間 = 2000.5.1. ~ 2001.4.30.)

[商務省 : A-588-804 Ball Bearings]

商務省： AD行政見直し仮結果期限延長 (2002.5.1.までに) の公告

67 FR 19550 (2002.4.22.), Effective Date : 2002.4.22.

・ 熱延鋼板 (見直し対象期間 = 2000.6.1. ~ 2001.5.31.)

[商務省 : A-588-846 Hot-Rolled Flat-Rolled Carbon-Quality Steel Products]

国際貿易委員会 (ITC)： ITC規則一部改正案の公告

67 FR 20709 (2002.4.26.), Dated : 2002.4.23.

・ AD損害調査時等の文書提出に際し、従来の紙形式での提出に加え、電子データ形式での提出も可とする修正案。(2002.6.25.期限でコメント要請)

[対象 ITC 規則 : 「PART 201」の 201.8 条 & 201.16 条]

ITC： 電子データ形式での文書提出に関するハンドブック案の公告

67 FR 20822 (2002.4.26.)

・ 電子データ形式での文書提出も可とする ITC 規則一部改正案に関するハンドブック案。(2002.6.25.期限でコメント要請)

(4) セーフガード案件：

USTR： 鉄鋼製品 (Steel Products) へのセーフガード措置からの追加除外品目の公告

67 FR 16484 (2002.4.5.), Effective Date : 2002.3.20.

USTR： 鉄鋼製品 (Steel Products) へのセーフガード措置に対する対象品目除外手続きに関する公告

67 FR 19307 (2002.4.18.), Effective Date : 2002.4.18.

2. EU (Official Journal)

OJ Vol.45 L 86 ~ L 114 (2002.4.1. ~ 2002.4.30.)

OJ Vol.45 C 78 ~ C 104 (2002.4.1. ~ 2002.4.30.)

(1) ADオリジナル調査： 対象案件掲載無し

(2) AD見直し等： 対象案件掲載無し

3 . カナダ (Canada Gazette)

Vol.136, 14 ~ 17 (2002.4.6. ~2002.4.27.)

(1) A D 案件 : 対象案件掲載無し

(2) セーフガード案件 :

・ 鉄鋼製品 9 品目 : セーフガード調査開始の公告

Vol.136, 14/945 (2002.4.6.) , Dated : 2002.3.25.

[CITT Reference GC-2001-001, Steel Goods]

4 . オーストラリア (Australian Customs Service)

02/12 ~ 02/15 (2002.4.5. ~ 2002.4.26.)

(1) A D オリジナル調査 : 対象案件掲載無し

(2) A D 見直し等 : 対象案件掲載無し

その他諸国の対日アンチ・ダンピング関連の4月度の情報

* インドネシア

・ 無水フタル酸[Phthalic Anhydride] :

インドネシア当局は、4月22日付でA D調査開始を決定。

以 上